

令和5年度

地域づくり交付金 事例集

西部地域



秋田市

西部市民サービスセンター

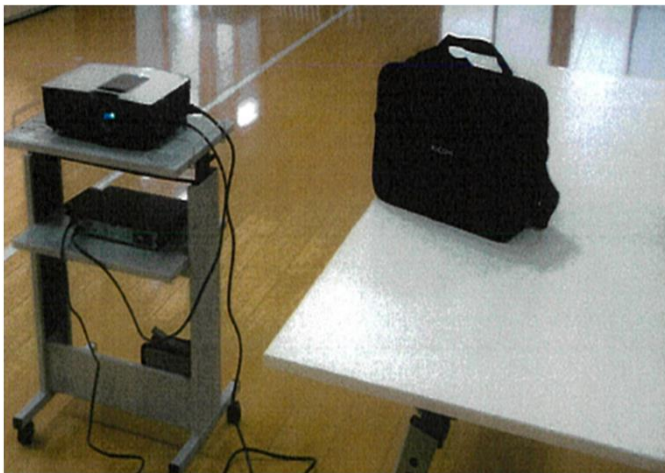
【目次】

西部地域

- P2 ... 大画面で地域に広がる「話・笑・和」 団体名 桂根町内自治会
-
- P3 ... 新屋の歌を残そう 団体名 秋田市新屋振興会
-
- P4 ... 新屋地区スポーツ協会健康と元気づくり事業 団体名 新屋地区スポーツ協会
-
- P5 ... 焚き火を用いた地域住民・障がい者・秋田美大生が参加する交流イベント 団体名 たきびっこ
-
- P6 ... 8ミリの新屋を通して未来を考えるためのイベント 団体名 秋田8ミリフィルムアンソロジー
-
- P7 ... 地域活動・地域物語のデジタル化とHP制作作業 団体名 一般財団法人エンパワ推進機構
-
- P8 ... メモ
-
- P9 ... 地域作り交付金とは
-
- P10 ... 継続事業の交付対象期間を延長する特例措置について

大画面で地域に広がる「話・笑・和」

申請団体	桂根町内自治会
事業概要	プロジェクターと大きなスクリーンを使用して、敬老会や子ども会などの活動に活用して視覚的にも活動を広げる。
交付確定額	242,000 円



★ コメント ★

60歳以上の高齢者が6割を占める地域において、大画面を使用することにより情報発信を分かり易く、また得やすくすることができた。

住民が保管していた下浜地区の昭和の映像を流すイベントや、防災に関する学びの機会などを、下浜地区全域の住民に呼び掛け実施し、好評を得ることが出来た。

次年度以降も、子供から高齢者まで大画面を利用したイベントを実施していきたい。

新屋の歌を残そう

申請団体	秋田市新屋振興会
事業概要	古くから歌い継がれる新屋の歌を後世に残すため、小中学生の歌声でCDを作成し公共施設等に配布を行う。
交付確定額	500,000 円



★ コメント ★

新屋地区に古くから残る童謡や校歌、応援歌をまとめ後世に残そうと制作した。

地元の小学生や地域振興会など、収録や収集に多くの協力を得ることが出来、世代間交流や地域振興にも一役買うことができた。

新屋の町づくりを推進し、活力ある地域の創造・発展のアイテムの1つとして活用していきたい。

新屋地区スポーツ協会健康と 元気づくり事業

申請団体	新屋地区スポーツ協会
事業概要	住民の心身の健全な発展に寄与することを目的に、音響設備等を整備し活動の範囲を広げる。
交付確定額	498,000 円



★ コメント ★

これまで音響設備が小さく、大人数のイベントへの対応に苦慮していたが、音響設備の充実により屋外・屋内でのイベント開催の対応が可能となった。

また新たなプリンターの購入により、呼び掛ける地域も広がり、参加者も増加となっている。

今後も新たなイベント開催を検討し、多くの地域住民の参加を呼び掛けていきたい。

焚き火を用いた地域住民・障がい者・秋田美大生が参加する交流イベント

申請団体	たきびっこ
事業概要	秋田美大生、地域住民が焚き火を囲んでコミュニケーションを図るイベントを開催する。
交付確定額	116,000 円



★ コメント ★

秋田公立美術大生が中心となり、焚き火を囲んで地域住民の方々とのコミュニケーションの促進があった。

地域づくり交付金のおかげで、地域への告知も広げる事ができ、また多くの参加者への対応も可能となった。

今後も、何をするかに関わらず、多くの住民の方々との新たなコミュニケーションの場として機能させていきたい。

8ミリの新屋を通して未来を考えるためのイベント

申請団体	8ミリフィルムアンソロジー
事業概要	8ミリフィルムに残る昭和期からの新屋を収集。ワークショップを開催し今後の新屋を考える機会を作る。
交付確定額	368,000 円



8ミリフィルムに刻まれた家族と街のものがたり

8ミリフィルム関連企画 連続開催

2/23 (金・祝)
13:30~15:00 (第7ラゲ)

3/23 (土)
14:00~15:30 (第7ラゲ)

要申込
※ 申し込みは「まちづくりセンター」まで
※ 申し込みは「まちづくりセンター」まで

8ミリフィルム上映
秋田市新屋地区のこれまでの暮らしから

申込み要
秋田市新屋地区のこれまでの暮らしから

8ミリフィルム上映
秋田市新屋地区のこれまでの暮らしから

認知症回想法と8ミリフィルム
8ミリフィルム上映
秋田市新屋地区のこれまでの暮らしから

秋田市新屋地区のこれまでの暮らしから



★ コメント ★

新屋地区の住民が残っていた8ミリフィルムの映像を基に、新屋地区がどのように変遷してきた、また今後どうなるべきかをワークショップの開催で意見交換することができ、地域の未来へ向けたまちづくりのヒントを見つけ出す事業ができた。

地域活動・地域物語のデジタル化 とHP制作作業

申請団体	一般財団法人エン パワ推進機構
事業概要	地域学習の資料を 活かし西部地区全 体の地域づくりと して観光名所に繋 げる。
交付確定額	500,000 円



1-1 雄物川放水路



3 緑町のお地蔵さん

★ コメント ★

昨年度に続き2回目の事業。

昨年の事業では伝えきれなかった地域素材の映像化をすすめ、ホームページを制作し、動画コンテンツを公開する。

今後はさらに映像コンテンツを充実させ、さらに多くの方が地域の物語や歴史に触れる機会を増やしていきたい。

◎地域づくり交付金とは

地域づくり交付金は、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む公益的な活動を支援する制度です。

◎対象となる事業は

4月1日から翌年3月31日まで実施され完了する事業

- ・地域の課題解決－地区防災避難訓練の実施など
- ・地域の連携促進－地域世代間交流イベントの開催など
- ・地域力の向上－地域住民で身近な史跡を巡って記録誌作成など
- ・地域の魅力普及－地域に古くから伝わる踊りや、郷土料理の復活・継承など

◎交付金額は

事業1件につき5万円以上50万円以下です。

1年目から3年目までは交付対象経費の全額。4年目は交付対象経費の3分の2。5年目は交付対象経費の3分の1です。

なお、詳しい内容については「地域づくり交付金の手引き」をお読みください。

ご相談は、各地域の市民サービスセンターの窓口でお伺いいたします。また、他の市民サービスセンターでもご相談をお伺いいたします。

ご相談をお待ちしております。

地域づくり交付金の継続事業の 交付対象期間を延長する特例措置について

地域づくり交付金の交付対象期間は、最初に交付した年度から起算して、5年を限度としています。ところが、新型コロナウイルス感染症の影響のため、事業を継続実施できない事案が発生しているため、当該理由により申請を行わない年度については、交付対象期間に含めないとする措置を取っています。

下記の期間計算の例を参考のうえ、対象事業が複数年交付を受ける際は、事業の実施年度における「交付年数」および「交付対象経費の割合」について、申請窓口となる市民サービスセンターでご確認のうえ申請するようご注意ください。

※特例措置については、平成28年度以降に交付を受けた事業が、対象となる可能性があります。詳しくは、裏表紙に記載の担当にご確認ください。

【継続事業の基本的な期間計算】

同一事業が交付対象となる期間は最初に交付した年度から起算して5年間で限度です

4年目は、交付対象経費の3分の2に相当する額とし、5年目は、交付対象経費の3分の1に相当する額としています

例A 事業	交付状況	交付確定	交付確定	交付確定	交付確定	交付確定	交付対象外
	交付年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	交付対象経費の割合	全額	全額	全額	3分の2	3分の1	-

例B事業のように最初に交付した年度の次の年度からは申請のない場合も2～5年目として期間に算入されます

例B 事業	交付状況	交付確定	申請なし	申請なし	申請なし	申請なし	交付対象外
	交付年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	交付対象経費の割合	全額	-	-	-	-	-

【継続事業の新型コロナウイルス感染症の影響による期間計算の特例】

例C 事業	対象年度	H30年度	H31/R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	対象事業	実施により 交付申請	実施により 交付申請	新型コロナウイルスの影響により 実施不可のため申請なし			継続事業として 申請可能
	交付状況	交付確定	交付確定				
	交付年度	1年目	2年目	特例で期間に算入しない			3年目
交付対象経費の割合	全額	全額	-	-	-	全額	

例D 事業	対象年度	H30年度	H31/R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	対象事業	実施により 交付申請	申請なし (団体都合)	新型コロナの影響により 実施不可のため申請なし	実施により 交付申請	実施により 交付申請	継続事業として 申請可能
	交付状況	交付確定			交付確定	交付確定	
	交付年度	1年目	2年目	特例で期間に算入しない	3年目	4年目	5年目
交付対象経費の割合	全額	-	-	全額	3分の2	3分の1	

地域づくり交付金は、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む公益的な活動を支援する制度です。

平成23年度より令和5年度までの間に延べ750件を超える事業に活用されています。

皆様の地域でも、この事例集を参考にして、皆様の意欲やアイデアを活かし、住みよい地域づくりの活動に、地域づくり交付金を活用してみたいかですか。

ご相談をお待ちしております。

秋田市 市民生活部 西部市民サービスセンター

〒010-1637 秋田市新屋扇町13番34号

TEL: 888-8080 FAX: 888-8081

E-mail: ro-scws@city.akita.lg.jp

事例集はホームページでご覧いただけます。

秋田市 地域づくり交付金

検索

